

「市民協働」及び「NPO支援」に関するマニフェスト公開質問状への回答

いばらぎ隆太

	H28回答	
	回答	自由記述
1 協働をしくみにするためのプロセスについて		
(1)協働環境を向上する指針や条例の策定など推進し評価する体制をどのように構築しますか？	4	県では、指針を策定しています。 今後とも、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターにおいて、協働の担い手となるボランティア・NPOの支援を行っていきます。
(2)協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開しますか？	4	「岡山県とNPOとの協働の手引き」を策定する際に摘録及び素案に係るパブリックコメントの回答を公開していません。
(3)協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへの市民参画をされますか？	3	「岡山県とNPOとの協働の手引き」を策定する際に設置された委員会のメンバーには、公募による委員も選任しています。
2 しくみが効果的に活用されるための整備について		
(1)協働の推進を担当する部署をどのように機能させますか？	4	各県民局の協働提案事業の担当課をはじめ全庁的に、県民、ボランティア・NPOなど、さまざまな主体と目標を共有し、その実現に向かって「協働」しながら、活力ある地域づくりに取り組んでいきます。
(2)職員の全庁的な育成方針をどのように定められますか？	2	引き続き、新規採用職員や中堅職員を対象に「協働」についての研修を行っていきます。
(3)全庁的な協働の推進体制を整えますか？	1	協働の実施にあたる県職員のガイドブックとして、「岡山県とNPOとの協働の手引き」を作成しています。
(4)庁内で協働事例は共有・活用されますか？	2	今後とも、実施した協働提案事業について、ウェブサイトへ公開し、情報共有を図っていきます。

	H28回答	
	回答	自由記述
3 しくみを活用するために、協働のパートナーと共に学び、互いが育つしくみについて		
(1)市民(NPO)からの提案を受け入れる工夫をされますか？	0	全庁的に、県民、ボランティア・NPOなど、さまざまな主体と目標を共有し、その実現に向かって「協働」しながら、活力ある地域づくりに取り組んでいきます。
(2)協働事業、協働先の選定方法について		
ア)審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開されますか？	2	各協働事業の担当課において、募集の手順・基準を明確に提示していきます。
イ)審査機関へどのように市民が参画するようにしますか？	1	審査に際しては、今後とも、可能な限り、県民、NPO等に参画していただきたいと考えています。
ウ)選考結果をどのようにフィードバックされますか？	3	NPO等が今後事業を実施していく上で、審査員からの講評は大変有益であると考えており、講評を行う場をしっかりと設けていきます。
(3)協働事例をどのように公開・活用されますか？	4	実施した協働事業については、事業終了後には実績報告会を開催していきます。
(4)しくみを普及するために、NPOと共に学び、互いに育つしくみをどのように構築されますか？	3	協働提案事業の進め方や成果について提案先と協議します。また、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターにおいて、NPOの事業力向上に向けた各種研修などを実施していきます。
4 協働事例の評価・ふりかえりについて	5	事業の中間報告や終了後の評価を実施し、次年度の事業募集及び審査、成果報告の実施に反映し、改善を図っていきます。
5 協働に関する情報の発信・整備について		
(1)自治体のウェブサイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開されますか？		<ul style="list-style-type: none"> ■協働の原則、基本方針を開示する ■過去の協働事業の一覧表を開示する ■協働事業の提案方法を開示する <input type="checkbox"/>今後の協働の進めかた、促進のための具体的な施策を開示する ■協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー(おおむね1週間以内)に開示する <p>【自由記述欄】 今後とも、協働に関する有益な情報を、積極的に発信していきます。</p>
(2)協働環境を向上するために、どのようにNPO等の情報を整備・公開されますか？	4	ホームページにおいて、県内のNPO等の基本的な情報を公開するとともに、NPO等との協働事業についての情報も公開していきます。

	H28回答	
	回答	自由記述
6 指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について		
(1)指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民参画はどのようにされますか？	5	<p>指定管理者の募集にあたっては、募集要項等の検討や審査を行う選定委員会を設置しています。</p> <p>選定委員については5名以上の外部の委員で構成することとしていますが、大学研究者、弁護士、公認会計士、税理士、建築士のほか、各施設が提供するサービス内容等に応じた専門家などから人選することとしており、公募の市民の参加は想定していません。</p> <p>選定過程においては、申請者からのプレゼンテーションは公開しており、選定委員会後には審査項目ごとの採点結果や選定経緯をホームページで公表しています。引き続き、透明性の確保に努めます。</p>
(2)指定管理者に対する、監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法はどのようにされますか？	0	<p>県において、毎年度終了後に、事業計画書や協定書に基づき管理運営業務が適正に実施されたどうか、その実施状況を点検・評価し、その結果を議会委員会に報告するとともにホームページで一般公開しています。</p> <p>また、利用者の意向を把握し、管理業務に反映させるため、利用者アンケートを調査を実施しています。</p> <p>実施状況の点検にあたっては必要に応じて外部有識者から意見聴取を行うこととしています。</p> <p>引き続き、実施状況の点検・評価を行い、運営の改善等を図ります。</p>